

# 令和6(2024)年度 とちぎ健康経営事業所認定制度 認定基準解説書

- 認定要件を確認しながら、チェックシートの項目口にチェックしてください。
- 審査判断の根拠になりますので、取組に関する説明責任は申請者が負うものとします。
- 記載内容と実際の取組が異なることが発覚した場合、認定取消しとなる場合もありますので、ご注意ください。
- 認定基準が項目数となっている箇所は、チェックの数で判定するものではないので、ご注意ください。  
**例:13~22のうち5項目以上の場合**  
 →「14. 食生活改善を促す取組を継続的に行っている」で、チェックが2つ以上ある場合でも『項目14』の1項目と判定します。基準に該当するには、この他、4項目の判定が必要です。

## 【用語の解説】

- 特定健康診査:40歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病の予防を目的とした健診
- 特定保健指導:生活習慣病の発症予防を目的として、特定健康診査の結果に基づき、保健師や管理栄養士が行う保健指導

## 【各項目の認定基準(項目に該当しない場合の例示)

項目	認定項目	項目に該当しない場合の例示
1	健康経営実施の宣言書(証)の発信	・社長個人のSNSでの発信など法人の取組ではない場合
3	従業員の健康管理に関する担当者	・その他に部署名しか記載されていない場合
5	従業員の健康保持・増進、過重労働防止等に関する具体的な目標や計画	・『喫煙率を減らす』だけで時期や数値目標の記載がない場合 ・健診受診100%など、目標が法令順守やそれに準じる内容にとどまっている場合
8	労働安全衛生法に準じたストレスチェック	・ストレスチェックの過程で医師などの関与が認められない場合(従業員のセルフチェックのみ等)
9	管理職や従業員に対する健康管理の必要性の認知と知識向上のための教育	・体力測定や状態把握のみに留まる場合 ・伝達方法が個人への情報提供ではなく、社内掲示のみの場合
10	仕事と家庭の両立に向けた環境づくり	・超過勤務の状態把握のみで、具体的な対策をしていない場合 ・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」や「育児介護休業法」等の法定義務の順守に留まる取組のみの場合 ・36協定の範囲内に留まる取組のみの場合 ・特定の職種等、一部の従業員を対象とした取組の場合
11	従業員同士のコミュニケーション向上に寄与する行事	・企業展示会への出店といった自社製品の販売促進等の延長上のイベント参加の場合 ・事業所が関与していない有志による取組の場合
12	病気の治療と仕事の両立に向けた取組	・正社員のみなど、特定の対象者のみに対する傷病休暇・病期休暇の付加 ・本人の希望があった場合の単発的な取組など、組織としての支援体制とは認められない場合
14	食生活改善を促す取組	・ポスター掲示等の一般的な情報提供にとどまる場合
15	運動機会を増加させる取組	・直接的に運動に結びつかないと考えられる取組の場合(血圧測定や体重測定など) ・運動を推奨するポスター掲示のみの場合
16	女性の健康保持・増進に向けた職場環境の整備等の取組	・婦人科検診の費用補助を親睦会等の従業員有志で行っている場合 ・相談窓口に、女性の健康に対応できる旨を明示していない場合
17	超過勤務時間の把握と対策	・フレックスタイム制の導入のみなど、長時間労働者への対応とは見なせない場合
18	メンタルヘルス対策や不調者への労働支援体制	・面談に本人が含まれない場合 ・ストレスチェックのみの実施の場合
様式3 誓約書	労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の法令違反をしていない	・労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されている場合 ・行政機関により法人名を公表されている場合、または、是正勧告を受けたが是正措置を講じていない場合